

第12回高知県談合防止対策検討委員会 会議要旨

平成25年1月28日（月）14:00～16:00

ザ クラウンパレス新阪急高知 3階 「蘭の間」

1 出席者

(1) 委員会

ア 出席委員

稲田委員、大年委員、坂本委員、下元委員、甫喜本委員、村瀬委員、山本委員

イ 欠席委員

渡邊委員

(2) 事務局

奥谷土木部長、味元土木部副部長、野村土木部副部長、田所建設管理課長 ほか

2 議題

(1) 事務局報告事項について

下記資料に関する説明

- ・法令遵守と信頼回復に向けての改善計画書（平成25年1月22日、社団法人高知県建設業協会）
- ・コンプライアンス確立に向けた基本方針
- ・高知県内における入札談合事案に関する調査（中間報告）（平成25年1月23日、高知県内の入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会）

（委員）各社のコンプライアンスの担当部署についてだが、一般的にコンプライアンスのいろんな組織を作る時に、執行者がコンプライアンスの担当になるのはどうか。普通、組織は公でも立法、行政、司法と3つに分けるのだが、いろんな組織は、物事を決定する株主総会とそれを実行する取締役会、それをチェックする監査役、3つの分野が相互にチェックアンドバランスをする形がどんな組織でも通用している。コンプライアンスを執行レベルで審判を決める形で組織を作ってしまうと、コンプライアンスは有効に機能しない。あくまで独立性を持たしてチェックできるような体制が必要である。今の建設業界は絶望的に難しいが、そういう統制機能を果たすという意味では、執行者が審判を兼ねるような組織運営をしてはならない。そのこと自体を明確にしてもらいたいと思う。

（事務局）各社で策定しているところではコンプライアンス委員会に代表者が関わっている。企業規模からなかなか外部の者でというのは難しいと思われる。一定の規模のところについては、顧問弁護士や外部の有識者の方々も加えてや

っていただいている。

それを全ての事業者に求めるのは難しい。企業規模に応じての対応になると考える。

(委員) 今の点で、社内に設置するのは限界があるとしても、建設業協会の改善計画書に倫理委員会の新設があるが、そういったところが活動していくことによって、外部の目を入れていくと、そういうような趣旨はあるのか。

それと上手く相まって機能していったらいいのかなとは思っている。社内に限界があるところがあるのかもしれない。

もう1点、なかなか内部に部署を設置したからといって、それが実質的に簡単に機能するかというところがあると思う。例えば、セクシャルハラスメントの問題についても、例えば男女雇用機会均等法が変わって、形式的な窓口を設置しなければならないということになって、窓口が設置されたが、実質的には機能していない会社はいっぱいあると思う。こういう制度を作るということは大事な一歩ではあるが、それを実質的に機能させるかというところを考えていただきたいという感想である。

(事務局) 基本方針はいただいたので、その実効性について、来月上旬・中旬にかけて実際に会社訪問し、面談をして実際の考えを直接聞いてきたいと考えている。

(2) 談合防止対策について

下記資料に関する説明

- ・ 県発注工事等における談合防止対策について ～これまでの検証と今後取り組むべき対策～ (最終報告) (高知県談合防止対策検討委員会)

(委員) 今回の事案を受けて、再発防止に向けての制度設計及びコンプライアンス確立に向けて、建設業界にどのような姿勢で臨んでもらいたいかということをもとめの中に入れてあるわけだが、これが100%ベストかというところではない部分もあるかなというのが素直な印象である。我々にできることは既存の仕組みの中でどういう改善策を模索することができるのかという枠で検討をしているのではないかと思っている。入札制度そのものを大きく変えろとか、今回の中にも少し触れられているが、予定価格を廃止したらどうかとか、そういったことというのは、ここだけの問題ではなくて日本国全体に関わるものなので、そこまでは検討委員会が踏み込んで提言するのはなかなかしづらい。そのような方向も今後検討に値するのではないかという柔らかい表現しかできなかったというのが現状だと思う。今後、県は来年度以降、最終報告をまとめて県民に広く公表する段取りになると思うが、そういう制約条件の中でできる範囲内のことがまとまっている。これで全体かというところではないので、今後これ以上のものについては、行政で制度そのものの根幹に関わる部分は今後の継続的な課題という意識を持って継続的に考えていただきたいという希望がある。

(委員) 私は地域連携センターで地域産業の振興をやっている、地域の建設業を中心に存続し、発展していこうとする部署にいるのだが、その中で経済的に「地域振興」という言葉が常に頭の中にある。やはり、地域の業者の中で談合という形が出てきたのは仕方がないことかなと思っていた。しかし、この検討委員会の中で談合は悪だとの意見は統一する必要がある。なぜ悪かという、納税者を侵害するということもあるのだが、1つは地域の技術力への影響である。優れた業者のイノベーションを促進していかなければならない。談合をしていくと、県外の業者と戦っていける力とか、海外の業者と競争できるような力が付かない。逆に地域振興を発展させていくために、高知の過疎地域の危険な工事や特殊な工事の中で技術力を蓄積していく優れた業者を育成していくためには、やはり談合は悪だという共通認識でやっていくようにしていかなければならないと思っている。随分とそういう意味では、保護的な育成から、競争力を付けることは地域産業を育成していくということになるわけで、この問題は厳しい形で対応していくことが必要かと思っている。談合対策の基本的な構成については異論はないが、そういう観点で成績の仕組みについてもメスを入れて検討していく必要があるのではないかと考えている。

(委員) 県がこういうものをつくると、市町村が依拠して対応するというのが高知県の場合は普通である。市町村に談合の件で住民監査請求がある。その中で行政側が主張するのは、県の談合情報対応マニュアルに従って対応したということ。裁判上でもそれで片が付いている。外からの情報がなくても調査できる、踏み込んでいく内容に改めていくとそういう言い訳もできないような厳しい監視体制を取らざるを得ない形となっている。これは県だけでなく、県内の市町村にも影響する防止策である。
基本的に法から踏み外すこともできないし、どの程度のことが出来るか、今考えられる改善策としては、ほぼ盛り込んでいるのではないかと。

(委員) 10ページのところの賠償金について事務局とも話をした。結論的には難しいという玉虫色の結論になっているのだが、国や他県では加算条項があるところもある。加算が何故許されるのかという理論的根拠も非常に難しいところである。ここに書かれているように「損害賠償の本質は懲罰的な意味合いを含まない。アメリカとかでは懲罰的損害賠償があるようだが、日本ではそれは認められないというのはある。
他方で契約自由の原則というのがあり、損害賠償は確かにそうだが、事前に当事者同士で約束した場合には、ある程度のことは許される。契約をしている範囲内において予測可能であるので、そういったことも許されるという民法第420条の趣旨を鑑みると一定加算することは許されるのではないかと考える。
ただし、何%まで許されるのか、何%ならば公序良俗違反となるのかと言われると難しい。他県で加算条項を追加しているところのパーセンテージも聞いたが、国は10%で5%を加算して15%としており元々が低い。高知県は現在20%で、落札率が80%程度という現状でいくと、20%を例えば30%にすると非常に高くなってしまうということがある。他県では、元々高くてさらに加算している県もあるが、そういった県では民事調停になっているということも聞いてい

る。

それで、事後的に紛争を生じさせてしまうというのも良くないだろうと思うので、非常に難しい問題だというのが結論である。今後とも理論的根拠とともに、何%が適当なのかというところは考えていかなければならないが、軽々に上げていいかと言われると難しいという判断である。他の委員に意見があれば聞きたい。

- (委員) 私も同じ意見である。損害賠償の具体的な場合に立証ができないために、賠償額を予定するというのが民法の規定である。それは、契約自由の原則ということで、建設工事請負契約書にその額を20%と入れているが、これは相当積算をしたうえで入札をする。その時に談合がなかった場合の価格と談合があった場合の価格の差が20%以上あるというのは普通では考えられない。実際の損害額を立証して賠償すべきところを、そのややこしさを紛らわすために、賠償額の予定をしているわけだから、ある程度合理的な範囲内でなければならない。仮にこれを30%ということにしまうと、県の積算がいい加減なものかと、分かる人が考えると非常識な額になる。現在20%と高額に設定されているので、賠償額については十分にカバーできる。それ以上を設定するのは無理ではないだろうか。
- また、受注者によって損害額が変わるということも無いので、それによって差をつけるというのは入札制度を前提に考えると不公正な設定の仕方になる。他所でそういうことがあるという話も聞いているが、そこまで検討されてしているのか疑問である。

- (委員長) 「イ 賠償金」の最終報告の内容については、記載の内容で答申する。

- (委員) 内容については、これから県で報告を受けて具体的に対策を立てると思うが、高知県の土木建設事業者は零細の事業者がほとんどなので、従業員の生活のためにどうしても事業を続けなければならない等もあると思う。
- 地域では地域防災力の要として重要な役割を担っている。県としても8ページに「イ 事業者の経営力の強化（協業化及び合併の促進等）」と書いているが、このことについて、県で力強い支援をして事業者の体質を強化していくような取り組みをしてほしい。

- (委員) 自分なりに考えることも多く、まだ結論を自分の中でまとめきれていないが、参加していて思ったのは、自分の中や県民の中でも談合が何故悪いのかの結論がついていないのではないかと。必要悪だとずっと思ってきた結果こういう事態になった。色々な外からの圧力もあってもっと厳しいものにせざるを得なくなると即事業者が倒産ということになり、なおかつ、まだ談合をするというのであればもう止める手段はないのではないかと思うが、参加している中でそれは違うかなと少し望みが持てた。
- 民間はやはり民間だけの力で生き残っていく企業がやはり強い。そういう企業にはあまりこういう用事はないと思う。
- 細かい表現は県に任せる。主語述語等のおかしいところは直していただければ。国の中間報告の研修制度のところには甘かったとあるが、県では無かったということで、県の努力もあったと思うが、今後も継続していただきたい。

(3) その他

(事務局) 文言の整理等については、事務局でして最終報告書とさせていただく。その整理が出来たら委員長から知事に最終報告書を渡す段取りをさせていただく。県としては、後ほどいただくこととなる最終報告書を受けて、県の具体的な談合防止対策を構築したい。具体的な内容については、2月議会に説明できるよう対策を検討して取りまとめたい。